

第164回通常国会  
文教科学委員会 5号 2006.3.28

林久美子君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案につきまして、反対の立場から討論を行わせていただきます。

今まで四年間に及ぶ政府・与党内での義務教育費国庫負担制度の見直し論議は、負担率引下げという、何の理念もない、だれもその理由を明確に説明できない形で決着が図られようとしております。当委員会におきましても、遠山、河村、中山の三代にわたる文部科学大臣が制度の堅持を繰り返し答弁し、昨年は中央教育審議会の検討結果を踏まえた結論が出されることを各党から幾度となく政府に確認をしてまいりました。しかし、政府・与党の出した結論は、どこでだれが検討したのかよく分からぬ負担率の引下げでございました。

政府の三位一体改革実現のために教育論がないがしろにされ、文部科学省が義務教育の根幹を担う制度と位置付ける義務教育費国庫負担制度が税源移譲の取引材料に使われたことは、小泉内閣の大きな汚点として国民の記憶に残ることとなるでしょう。

以下、本法案に反対の理由を三点挙げさせていただきます。

まず第一は、教育環境の地域間格差を拡大し、教育の分権改革に逆行する改革であるという点でございます。

義務教育費国庫負担率の二分の一から三分の一への引下げにより地方負担を増やしながら、一方で、国の関与を減らす措置は何ら講じておらず、税源移譲や地方交付税による財源調整が十分に期待できない中、地方交付税への依存度を高める法改正は教育費が減らされる要因を増やすだけの改革にすぎません。

そして第二は、場当たり的な改革による教育現場の混乱が危惧される点でございます。

義務教育の在り方について、政府・与党から検討を求められた中央教育審議会が昨年十月にまとめた答申では、現場により近いところに権限と責任を移していくとの観点から、市区町村への人事権委譲に伴う県費負担教職員制度の見直しを求めておりまして、市町村費負担教職員制度の全国化に際しましては県費負担制度の見直しについてもある程度具体的な方向性を示すべきでございます。

中教審の指摘にもあるように、同じ学校に任命権者が異なる教職員が混在することで両者の違いが身分格差として扱われがちになり、都道府県と市町村の教育委員会による二重行政的な関係になりかねないといった課題に対する答えは何ら示されておらず、見切り発車の法律案と言わざるを得ません。

そして第三には、施設費の交付金化が必ずしも地方の意向を反映した事業に結び付かないおそれがある点でございます。

補助対象が大きくくり化されることで一定の弾力的運用は可能となりますけれども、従来の事業ごとの補助率が見えにくくなり、公立文教施設整備費が先細り傾向にある中、文部科学省により自治体単位で事業の総額が管理され、政府の言う終わりなき改革の中で教育環境改善のための経費が十分に確保されない可能性が高いからであります。

最後に、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図りながら教育行政の真の分権改革を進めるためには、教育現場の実情を踏まえた上で、国が責任を持って教育費の総額を確保する仕組みが必要であることを改めて強調させていただきたいと思います。

教育に対する明確な理念なしに一時しのぎの対応を重ねる小泉内閣の姿勢は、我が国における人材育成の将来を危うくする軽挙妄動であり、大きな禍根を残しかねないことに強い怒りと危惧の意を示しまして、私の反対討論を終わらせていただきます。